

令和 8 年度 集団指導資料

運営指導を通じての留意点について (運営基準)

計画相談支援・障害児相談支援

はじめに

運営指導は、 障害者総合支援法その他関係法令等に基づき、事業所等の運営状況を確認し、**利用者への適正かつ良質な福祉サービスの提供を確保することを目的としています。**

運営指導の有無に関わらず指定事業者として**日々の振り返り（自主点検）**をし、適正な運営を行い利用者及び家族に対する支援の質の向上に努めてください。

基準等の概要は、群馬県及び各市HPに掲載している自主点検表で確認できます。

本資料では**特に重要な部分を赤字**にしていますので、振り返りの際の参考としてください。

説明項目（計画相談支援・障害児相談支援）

- 1 運営指導の根拠と周期**
- 2 主な指摘事例と改善方法**
- 3 減算に係る運営基準等**
（情報公表、業務継続計画、虐待防止）

1 運営指導の根拠と周期

	指定特定相談支援事業者	指定障害児相談支援事業者
根拠法令	障害者総合支援法 第10条	児童福祉法 第57条の3の2
関係通知 (厚生労働省)	指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について 別添 指定障害福祉サービス事業者等指導指針	指定障害児通所支援事業者等の指導監査について 別添 指定障害児通所支援等事業者等指導指針
運営指導周期	<ul style="list-style-type: none">・原則、指定の有効期間内に少なくとも1回以上行う・新規指定後間もない事業所は、指定後3年以内に行う・運営等に重大な問題がある場合は、優先的に行う	

※【参考】事業者ハンドブック指定基準編（以下「青本」という。）

2 主な指摘事例と改善方法

主な指摘事例の項目一覧

- (1) 内容及び手続きの説明及び同意
- (2) 相談支援給付費の額に係る通知等
- (3) 指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針
- (4) 運営規程
- (5) 勤務体制の確保等
- (6) 衛生管理等
- (7) 掲示等

2 主な指摘事例と改善方法

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

- ・ 重要事項説明書が運営規程や実態と異なっている。
(通常の事業の実施地域、営業日、営業時間等)
- ・ 単位数、単価が報酬改定前のままになっている。

【根拠】 基準省令第5条第1項

⇒ 運営規程や従業者の勤務の体制を変更した場合は、忘れずに重要事項説明書も変更後の内容に修正する。

2 主な指摘事例と改善方法

(2) 相談支援給付費の額に係る通知等

利用者に対し、市町村から法定代理受領により支給を受けた相談支援給付費の額を通知していない。

【根拠】 基準省令第14条第1項

- ⇒ ・ 市町村から給付費を受領後（サービス提供の翌々月）、利用者へ通知する。
- ・ 通知の控えを事業所に保管する。

2 主な指摘事例と改善方法

(3) 指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針①

サービス担当者会議でサービス等（障害児支援）利用計画案の内容について説明をしていない。

【根拠】 基準省令第15条第2項第11～13号(障害児は第10～12号)

- ⇒
- ・ 計画案を作成し、会議では担当者から専門的見地からの意見を求める。
 - ・ 会議の開催記録（会議録）は5年間保管する。

2 主な指摘事例と改善方法

(3) 指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針②

- ・ アセスメントやサービス等（障害児支援）利用計画の実施状況の把握（モニタリング）の実施をしていない。
- ・ 居宅等を訪問していない。

【根拠】 基準省令第15条第2項第7号（障害児は第6号）、第15条第3項第1号、第2号

- ⇒
- ・ アセスメント、モニタリングは必ず実施し、記録する。
 - ・ **居宅等（障害児の場合は居宅）を訪問して**面接する。

2 主な指摘事例と改善方法

(4) 運営規程

従業者の員数が実態と相違しているが、運営規程が変更されていない。

【根拠】 基準省令第19条第2号

- ⇒
- ・ 実態に変更があれば、運営規程も忘れずに変更する。
 - ・ 運営規程の変更時には変更届を所轄市町村に提出する。
 - ・ 員数は基準を満たす範囲において
「相談支援専門員 ○人以上」と記載することもできる。

2 主な指摘事例と改善方法

(5) 勤務体制の確保等①

月ごとの勤務表が作成されていない。

【根拠】 基準省令第20条第1項

⇒日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明らかにした勤務表を作成する。

2 主な指摘事例と改善方法

(5) 勤務体制の確保等②

職場におけるハラスメント防止の取組を実施していなかった。

【根拠】 基準省令第20条第4項

⇒ **ハラスメント防止指針等で取組を明確化し、周知する。**

【明確化の必要な事項】

- ・ 職場でのハラスメントの内容及びそれを禁止する方針
- ・ 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応する体制の整備

2 主な指摘事例と改善方法

(6) 衛生管理等

感染症の予防及びまん延の防止のための取組が不十分だった。

- ・ 委員会を開催していなかった。
- ・ 指針を整備していなかった。
- ・ 研修及び訓練を実施していなかった。

【根拠】 基準省令第22条

- ⇒
- ・ **委員会は概ね6月に1回以上**開催する。
 - ・ 平常時の対策と発生時の対応を定めた**指針を整備する**。
 - ・ **研修及び訓練を定期的（年1回以上）**に実施する。

2 主な指摘事例と改善方法

(7) 掲示等

- ・ 重要事項説明書が掲示されていない又は内容が不十分
- ・ 古い内容のものが掲示されている。

【根拠】 基準省令第23条第1項、第2項

- ⇒
- ・ 運営規程の概要や支援の実施状況など利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を見やすい場所に掲示する又はいつでも関係者が自由に閲覧できるようにする。
 - ・ 運営規程や重要事項説明書を変更した場合は、掲示物も最新のものに変更する。

3 減算に係る運営基準等

障害福祉サービス等情報公表制度

情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、減算となる。

⇒WAMNETにて情報公表対象サービス等情報を公表する。

令和8年4月1日から障害福祉サービス等事業者経営情報の公表が必須となった。

※制度に係る詳細は、以下をご確認ください。

厚生労働省HP「障害福祉サービス等情報公表制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html

3 減算に係る運営基準等

業務継続計画の策定等（基準省令第20条の2）

感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務計画が未策定の場合、基本報酬から減算となる。

⇒ 「感染症」及び「災害」に係る **業務継続計画を策定する**。

【必須記載事項】

感染症：平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立

災害：平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携

【注意：減算とはならないが指摘の多い事項】

研修及び訓練の定期的（年1回以上）な実施も必要となる。

3 減算に係る運営基準等

虐待の防止（基準省令第28条の2）

虐待防止の措置が実施されていない場合、基本報酬から減算となる。

- ⇒①虐待の防止のための対策を検討する**委員会を年1回以上開催**し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ②**研修を定期的（年1回以上）に実施**するとともに、新規採用時にも実施する。
- ③上記措置を適切に実施する**担当の相談支援専門員を配置**する。

おわりに

指摘事例の項目は事業所の従業員の数に関わらず整備や実施が必須となります。委員会や研修、訓練等は他の事業所と合同で実施することも可能です。その場合でも、実施記録を必ず各事業所で保管してください。

業務継続計画の作成等については特に指摘の多い事項ですので、以下をご参照ください。

○群馬県HP（監査指導課）

障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）
作成について

<https://www.pref.gunma.jp/page/3011.html>